

令和2年7月28日

開会 午後3時07分

閉会 午後4時05分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 第7号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 第5 第8号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - 第9号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件（一括上程）
- 第6 第10号議案 高規格救急自動車購入の件
- 第7 同意第2号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件
- 第8 同意第3号 北はりま消防組合公平委員会委員の選任の件

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

- 1番 浅田康子君
- 2番 原田久夫君
- 3番 山本通廣君
- 4番 吉田政義君
- 5番 寺北建樹君
- 6番 丸岡弘満君
- 7番 大畑一千代君
- 8番 笹倉政芳君

4 説明のため出席した理事者（18名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市長	西村和平君
加東市長	安田正義君
多可町長	吉田一四君
西脇市副市長	吉田孝司君

消防担当課長

西脇市防災安全課長	藤原広三君
加西市総務部次長兼防災担当課長	榊田隆章君
加東市防災課長	三木秀仁君
多可町防災環境担当理事兼生活安全課長	藤本巧君

消防本部

消防長	友藤豊造君
消防部長	石井満君
警防部長	和久井正人君
西脇消防署長	清瀬明彦君
加西消防署長	菅野敏行君
加東消防署長	中嶋利久君
総務課長	東田幸策君
企画財政課長	小西康夫君
救急課長	小林克樹君

5 出席事務局職員（3名）

総務課長	東田幸策君
総務課課長補佐	藤本忠孝君
総務課主任	山内佑生君

○議長（寺北建樹君） 　少し早いんですけども、ただいまから始めさせていただきます。

第35回北はりま消防組合議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、管理者から挨拶をいただきます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 　開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第35回北はりま消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御出席をいただき、また日頃から当組合の運営につきましても、格別の御理解と御支援を賜っておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年4月に発出されました緊急事態宣言も、兵庫県においては、5月21日に宣言が解除され、以降、感染拡大を予防するための新たな生活様式として「ひょうごスタイル」が推進される中、地域住民の生活も少しずつ元の生活に戻りつつあります。

しかしながら、地域経済及び地域住民の生活に与えた影響は大きく、その回復に向けた取組をさらに進めるとともに、第2波への備えにも万全を期す必要がございます。

北はりま消防においては、本年3月以降、管内で発生した新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある患者の救急搬送業務にも従事する中、救急隊員の感染防止をはじめ職員の健康管理と職場内での感染防止対策の徹底により、地域住民の安全・安心拠点となる消防・防災機能の維持に努めてきたところでございます。

このような中、7月に入り記録的な豪雨による甚大な被害が、熊本県をはじめとする九州地方、中部地方で発生し、多くの方がその犠牲になられております。被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、平成16年、台風23号がもたらした豪雨による河川の氾濫で甚大な被害を受けた当地域におきましても、決してよそごとではないと強く思うところでございます。

さらに、静岡県では、工場倉庫の火災により、3名の消防隊員と1名の警察官が殉職されるという痛ましい事案が発生しております。

災害現場での活動において、決してこのような事態に至らぬよう、安全管理の徹底と事故の防止に努めているところでございます。

本日、私どもから提案させていただく案件につきましては、御案内のとおり、補正予算1件、条例の一部改正1件、条例の制定1件、車両の購入1件、人事案件2件でございます。

慎重な御審議と適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（寺北建樹君） 管理者の御挨拶が終わりました。

午後3時07分 開会

開 会 宣 言

○議長（寺北建樹君） ただいまの議員の出席数は8名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第35回北はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。総務課長より報告させます。

東田総務課長。

○総務課長（東田幸策君） 命によりまして御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため、本臨時会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりです。

以上で、報告を終わります。

○議長（寺北建樹君） 以上をもちまして、報告は終わります。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺北建樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第60条の規定により議長から指名いたします。

2番、原田久夫議員、3番、山本通廣議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺北建樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 副議長の選挙

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺北建樹君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺北建樹君) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に吉田政義議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました吉田政義議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺北建樹君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました吉田政義議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました吉田政義議員が議場におられますので、本席から副議長の当選告知をいたします。吉田政義副議長、御挨拶をお願いいたします。

吉田政義副議長。

○副議長(吉田政義君) ただいま、皆様方から御推挙いただき副議長に当選させていただきました吉田でございます。議長の補佐役として議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様方の御協力、御指導をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(寺北建樹君) 副議長の挨拶が終わりました。

日程第4 第7号議案

令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算(第1号)

○議長(寺北建樹君) 次に、日程第4、第7号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長(友藤豊造君) 失礼いたします。

第7号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ663万1,000円を追加し、総額を28億3万4,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入ですが、第8款繰越金に663万1,000円を追加し、763万1,000円といたします。

歳出ですが、第3款消防費に663万1,000円を追加し、763万1,000円にいたします。

次に、事項別明細書により歳出を説明申し上げます。

9ページを御覧いただきたいと思えます。

第3款消防費の第1目常備消防費の第17節備品購入費に救急用備品購入費として663万1,000円を追加するものでございます。

以上、第7号議案 令和2年度北はりま消防組一般会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

原田議員。

○2番（原田久夫君） 2番、原田。1点ばかりお聞きしたいと思えます。

今回の補正予算の中で、備品購入費につきまして、よろしいでしょうか。

このBT-088のオゾン除染器整備の件ですね。これの4台整備するということになっております。これの4台の整備の理由と、現在、救急車の除染ですか、日々、殺菌の作業について、現在どのようにされておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（寺北建樹君） 警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 原田議員の御質疑にお答えさせていただきます。

4台と申しますのは、管内3市1町ありますので、各管内3市1町ごとに4台というのと、あと各2次医療機関が、西脇消防署、加西消防署、加東消防署、多可出張所に近いというのがありますので、もしコロナ疑いが出た場合に、近くの署所によって即時除菌ができるということで、4台の整備にしております。

あと、消毒方法なんですけれども、オゾン水、オゾンガスがない場合は、やはり病院とかでやっておりますエタノールで清拭とか、あと次亜塩素酸ナトリウムを使つての除菌ということではしております。

以上です。

○議長（寺北建樹君） ほか、ございませんか。

丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 先ほどの議員協議会におきまして、議長のお話において、私が違った理解をしております、皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。大変失礼いたしました。

改めて、協議会と同じ質問になりますが、質問させていただきたいと思えます。

まず1点、長期化するコロナ対策ということで、オゾン水発生装置、またオゾンガス発生装置の購入ということなんです、今回、そのオゾン水発生装置につきましては、令和

2年6月末現在、先行して整備されている施設がございます。今度、遅れて4拠点に設置されるということになるわけですが、その理由、差があり得ると、こういったことについて、どういうことなのかという質問をさせていただきます。

もう1点、また今回、資料で示されておりますオゾン水発生装置なんですけれども、ガスもそうなんです、ここで資料で示されている会社のものというのは、あくまでもこれはイメージだという理解でよいのか、それを確認をさせていただきたいのと、また今後の計画はどうなっていくのか、そういった入札も含めて、教えていただけますでしょうか。

○議長（寺北建樹君） 警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 丸岡議員の御質疑にお答えさせていただきます。

オゾン水発生装置の整備につきましては、北はりま消防組合が発足してから新設していただきました庁舎に合わせてオゾン水発生装置をつけておりますので、ちょうど平成29年4月に西脇北出張所に初めてオゾン水発生装置をつけさせていただきました。その後、平成30年4月に西脇消防署と加東消防署、平成31年に西脇消防署多可北出張所と西脇消防署多可南出張所に設置したということで、それ以前に建設しておりました東条出張所は、平成28年4月ですので、その当時、オゾン水発生装置を整備するという計画がなかったため、平成29年以降の庁舎に設置して、それ以外の庁舎にはついていないということになります。

それと、こちらから出しておりましたメーカーですね、オゾン水、タムラテコなんですけれども、これはあくまでもこちらが予定といいますか、特にこれという、まだ品番のほうは指定しておりません。これから、オゾン水発生装置についても、いろいろな出している業者のほうを選定させていただきます。一番いいオゾン水発生装置を選定したいと思っております。

なお、北播磨・東播磨・淡路地域におきましては、このタムラテコの製品がやはり納入されておまして、実績があるということで、今回、このような形で出させていただきます。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 消防部長。

○消防部長（石井 満君） 今後の話なんですけれども、先ほど和久井部長のほうからもありましたけれども、あくまでもこれはイメージということで、一番多くの消防本部で使われている消防専用の機器ということで、今回、予算見積りを取りました。

今後につきましては、一般競争入札で、これらの機器の同等品を可として入札を行う予定といたしております。

○議長（寺北建樹君） ほかにございませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

これより、討論を行いたいと思います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、第7号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第8号議案

北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

第9号議案

北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第5、第8号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び第9号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件の2件は関連がありますので、一括して議題としたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 失礼いたします。

第8号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件及び第9号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件について、関連しておりますので、続けて御説明申し上げます。

まず、第8号議案の要旨を御覧ください。

改正理由でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、同ウイルス感染症患者等への対応業務に従事した職員に対し、感染症防疫業務手当として特殊勤務手当を支給するに当たり、北はりま消防組合職員の給与に関する条例において、特殊勤務手当支給に関する規定を整備するものでございます。

次に、改正内容でございますが、第20条の2として、特殊勤務手当の支給に関する条文を定める規定を追加するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日とし、令和2年3月14日から適用といたします。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

続きまして、第9号議案の要旨を御覧ください。

制定理由でございますが、第8号議案同様、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、同ウイルス感染症患者等への対応業務に従事した職員に対し、感染症防疫業務手当として特

殊勤務手当を支給するに当たり、特殊勤務手当に関する条例を制定するものでございます。

次に、制定内容でございますが、第1条に趣旨、第2条に手当の範囲、第3条に手当の種類、第4条に感染症防疫業務手当の支給要件、そして第5条に規則への委任を規定しております。

また、附則におきまして、施行期日並びに特例を規定しております。

なお、施行期日につきましては、公布の日とし、令和2年3月14日から適用いたします。

以上、第8号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件及び第9号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

原田議員。

○2番（原田久夫君） 2番、原田。

今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、消防職員には前線で非常に頑張っていただいております。本当に皆様には敬意を表し、感謝申し上げますところであります。

今回の第8号議案、第9号議案におきましては、特殊勤務手当、防疫除染等の関係で救急業務に従事された方の手当というふうな形で、今、改正されようとしております。

そこで、お聞きしたいのですが、特殊勤務手当を加えるということで、北はりま消防組合の中で特殊勤務手当がどういうものがあつたのかなかつたのか、私の記憶では、当初から特殊勤務手当としてなかつたと記憶しておりますが、今回、初めて特殊勤務手当を加えるということで、このいわゆる第9号議案だけの特殊勤務手当の内容でよろしいのでしょうか。

○議長（寺北建樹君） 消防部長。

○消防部長（石井 満君） 失礼します。

当初、組合発足時の前の協議会におきまして、それぞれ3消防本部がありました。その3消防本部につきましては、一般行政職給料表というのを使っておりまして、広域化になるときに、透明性の観点から、あと国のほうの指針もありまして、公安職給料表をつけたときに、特殊勤務手当ですね、それまで各消防本部で出動手当とか夜間特殊勤務手当というのがありましたけれども、それを全て廃止をいたしました。

ただ、今回の制定の案件につきましては、そういった出動手当とか夜間特殊勤務手当ではなく、防疫業務、コロナの関係に特化した分だけを設けようとするものでございます。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 原田議員。

○2番（原田久夫君） 私も、そういう記憶はあるんですが、いわゆる他市とかで、特殊勤務手当の中に、やはり救命士手当だとか、機関員手当、高所手当、潜水手当等々の特殊勤務手当、危険手当が支給されております。

一方、北はりまの経緯は分かるんですが、やはりこの中で書いている「著しく危険、不快、不健康及び困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」というような中で、やはり感染拡大しているコロナもそうですし、インフルエンザとか、どういう感染症があるか分かりませんし、救命士の、いわゆる国家試験を受けて前線で頑張っておられる職員に対して、特殊勤務手当の今後の支給について検討していただけないか、確認したいと思います。

○議長（寺北建樹君） 消防長。

○消防長（友藤豊造君） 失礼いたします。

一応、今のところ、特殊勤務手当等はほかにございませんけれども、今後、管理者、副管理者の方々と検討を重ねまして、勤務手当のほうを考えていきたいとは思っております。以上です。

○議長（寺北建樹君） ほか、ございますか。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） まず最初にお聞きしたいんですけれども、人事院規則の改正に伴ってというようなお話があったと思うんですけれども、この第8号議案、第9号議案、特に第9号議案のこの文言ですよね、条例自体の文章ですね、こういったものを、人事院規則のほうで何か見本というんですか、文章と申しますか、そういったものがあったのかどうか。

特にお聞きしたいのは、290円だったり、3,000円だったり、4,000円の根拠、そういったものが人事院規則の中であるのかということも含めてお聞きしたいと思います。

それから、規則委任とされておるんですけれども、規則については、あるのかないのか、既に出来上っておるのか、ちょっと手元にはもらっていませんので、そういったものがどういうふうになっておるのかなというのが1つです。

それから、先ほども、これは新型コロナウイルスに特化したものだというようなことがあったというふうに思うんですけれども、この規定自体、第4条の規定は、そうじゃないんですよね。

これ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症患者の救急搬送業務というふうになっています。ここの第6条第1項に規定するものというのは、一類感染症からずっとありまして、新感染症までずっとありますよね。いっぱい病名がありますよね、エボラ出血熱からずっと。これ、全部含みますよね。そうした中で、一体どうやってこれを確認されるのかということなんです。患者さん、搬送される人が、これに感染しているかどうか。

もう一つ、まだ分からへんのは、感染症患者の救急搬送業務というふうにありますよね。ですから、何か感染症をお持ちの方が、例えば交通事故を起こして搬送することになる。そういった場合は、これに該当するのでしょうか。

もちろん、感染してはるから感染症患者だと思っんですよ。ところが、搬送の目的というのは、交通事故で骨折しているから搬送するという場合もあると思っんですよね。そこから辺のすみ分けと申しますか、どう適用していくのかというのが全然分からへんのですよ。実際、これ、運用出来るんかなと。

だから、先ほど申し上げたように、規則があるんだったら、規則を示してほしいなというふうに思います。

それから、お聞きしたいのは、こういった全体金額についても、人事院規則がそうだからこうしたんですよというのか、準則が出てきたから、それに倣ってこれをやりましたよというのか、その辺りをまず聞きたいです。

○議長（寺北建樹君） 消防部長。

○消防部長（石井 満君） 失礼します。

何点か御質問がありましたけれども、まず今回の改正につきましては、人事院の規則で9-129というのがあります。その中で、人事院の規則の特殊勤務手当という文言がありまして、そちらのほうは、令和2年3月18日の公布の分で、遡及適用が1月27日になっているんですけれども、要はコロナの関係で、ダイヤモンド・プリンセス号とか、あと政府専用機で帰ってきたというのがありまして、そちらのほうに特化した分で、特殊勤務手当が改正となっています。その後、4月21日付で、そういった人事院の範囲が拡大をされまして、消防職員とか病院にも適用しますというようなことがありました。

290円といいますのは、国の人事院規則の特殊勤務手当、9-30という分なんですけれども、そちらのほうを適用させていただいております。

ただ、各構成市町はばらばらだったので、国に準じた1日当たり290円としております。

北はりま消防組合の規則なんですけれども、一応決裁は受けておりまして、そこには、大畑議員さんの言われたような、防疫業務の分はございません。ただ、その規則につきましては、様式とか手続関係を定めた分だけでございます。

確かに、先ほど言われたように、こちらの特務手当のフローもつけているんですけれども、第4条第1項につきましては、1回290円ということで、先ほどもありましたように、感染の種類ですね、第一類から第五類、8種類ほどございます。その中で、この290円というのは、例えば結核とかは、確定しないと出ません。それは、私どもとしては、病院に予後調査というのをしております。搬送後であっても、その方が結核と確定すれば、290円を支給しようというのが今回の分で、ただ、今回、防疫手当というのを付けさせてもらって、コロナに関する特例措置を附則でつけました。その防疫業務手当の2

90円を特例ということにさせてもらっていますけれども、やはりコロナの陽性患者の場合、帰ってきた場合、やはり除染を助けてもらう職員が必要になってきます。そういったこともあって、防疫業務手当の290円を準用したというような形を取っております。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 除染、消毒従事者の分だけが290円ではないんでしょう。前項やから、第1項には、感染の法律の感染症患者の救急搬送業務であったり、除染ももちろん入りますけれども、だから結核の方を例えば搬送したら、それはもうそれで290円ですよ。そういうのが、このいろんないっぱいありますやんか、この法律の中で、今おっしゃったように、第一類から第五類、それから感染症の関係までありますけれども、そういったものは全て把握できるんですか。どうやって把握するのかと聞いているんです。

とにかく、これはコロナに特化したものじゃなしに、いろんな感染症を全て含んでいますよね。そういう規定で本当にいいのかという疑問があるんですよ、逆に。

今回、コロナ、コロナと言っているから、コロナの分だけをするんだったら、まだ分かるんですけども、遡って、今まである感染症、いっぱいありますよね。そういうのもひっくるめて、今回、対象にされようとしておるんですか。その中でも、特化して、新型コロナウイルスの感染者に対しては、その診断を受けた場合とかについては3,000円とか4,000円、新型コロナウイルスの分だけは、特別に3,000円出したり、4,000円出したりするわけです。ほかの、例えばこれが、エボラ出血熱が日本へ入ってくるかどうか分かりませんが、そういうものには290円しか出ないんですよ。それでいいのかということですよ。

ですから、国の人事院規則がどうなっておるのかなという、これはもちろん新型コロナウイルスに対応するのは大事ですけども、その辺りはどうなのということですよ。

そういうのが、このまま規定して、しっかりとこれを運用できるのかどうか、非常に疑問なんですよ。

そこら辺、もう一度、あなたは、こういう感染症ですか、そうじゃないですかというのを一々聞くんですか。聞かないと、これ出せませんし。その辺り、実際の運用はどうなるのかということを確認したいわけです。

○議長（寺北建樹君） 消防部長。

○消防部長（石井 満君） 今回、附則で設けさせてもらいましたコロナの特例につきましては、コロナの患者もしくは疑いの場合は、3,000円もしくは4,000円出しております。

先ほどの防疫業務の290円を出すといった分につきましては、これは確定でないと出ません。ですから、フローについております分につきましては、コロナ患者に確定した分につきましては、消毒作業で290円を、今、2名つけております。

御質問がありました、ほかの分ですね、エボラとか、新型インフルとか、その分につきましては、救急課のほうで、その都度調査をしております、ただ、疑いではつきませんので、それが例えば結核であるというのが確定すれば、290円を、1人1日当たりですけども、つけようということでございます。

○議長（寺北建樹君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） もう一度確認をします。

ですから、今言ったように、エボラ出血熱とか、いろんな感染症、エボラはないと思いますけれども、要は、このPCR検査でね、コロナ、発熱しますやん、38度ぐらいまで。救急車を呼びますよね。その時点で、ほとんど今の時期だったら、38度、39度ぐらいの熱が出たら、PCR検査に回りますやん。その時点で、これ、4,000円出るんですよ。

ところが、ほかの感染症だったら、陰性というんか、コロナのほうは、実際にはコロナに感染していなくても、3,000円、4,000円が出る。こっちの新型インフルエンザ、これまでにある感染症、結核だったり、ジフテリアだったり、コロナだったり、290円しか出ないんですよ、これ。それでいいのかということです。片方は、PCRで陰性が出てもしますよと、こちらはそういう感染症やのに、290円しか出ない。それで、本当に大丈夫なんですかね、いいんですかね、これ。

そういうことなんでしょう、これ、第4条としたら。第4条の規定というのは、第6条第1項に規定する感染症患者の救急搬送業務というのは、そういういろんな感染症の、ここに規定してある人たちが感染していたら、それはもう感染症患者という扱いになるということなんですよね。それで290円で、片方はPCRで陰性が出て4,000円出すけれども、こっちは290円だけですと、後で分かったとしてもね。それでいいんですかねということなんです。

○議長（寺北建樹君） 消防部長。

○消防部長（石井 満君） 御指摘もございますけれども、一応、私どもとしては、国に準じた制度ということで、このようにさせてもらいました。

今後、この附則につきましても、2月1日から1年間の限定的な、3,000円、4,000円につきましては、今のところでございますけれども、国のほうの感染症に指定する政令におきましては、2月1日から1年間の限定でございます。1年を過ぎると290円に戻ってしまう可能性もありますけれども、その分につきましては、もちろん議員さんが言われたように、疑いではなしに確定でしかございません。

ただ、それが運用上いいか悪いかというのは、ちょっとまた今後検討していく必要があるかも分かりませんが、今回、こういった救急隊員については、やっぱり感染リスクがあって現場に出ています。何とか特殊勤務手当でカバーをしてやりたいという思いで、今回、提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（寺北建樹君） ほか、ございますか。

それでは、質疑を終わりたいと思います。

これより、討論を行います。採決は別にしますけれども、討論も一括でしたいと思いません。

反対討論はございますか。

賛成討論はございますか。

討論を終わります。

それでは、議題のうち、まず最初に第8号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、第9号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第10号議案

高規格救急自動車購入の件

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第6、第10号議案 高規格救急自動車購入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 失礼いたします。

第10号議案 高規格救急自動車購入の件につきまして、御説明申し上げます。

現在、西脇消防署及び加西消防署加西南出張所に配備しております両高規格救急自動車の損傷及び積載資器材の老朽化が著しく、加西南出張所の車両にありましては、電装系の不具合が頻発しており、住民を安全かつ確実に搬送することに支障を来すおそれがあるため、車両更新基準に基づき今年度更新するもので、6月17日に制限付一般競争で入札を行いました。

兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所が、5,720万円で落札されましたので、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の

規定に基づき提案するものでございます。

車両の仕様等につきましては、議案に添付しておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（寺北建樹君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 先ほど説明をいただいたわけなんですけど、まず1点、ちょっと確認したいんですが、この高規格救急自動車、これを2台購入するということとあります。目的は説明もあったわけなんですけど、この西脇消防署に配備されている車両というのは、更新基準の10年を超えるために更新ということ、また加西南出張所に配備されている車両というのは、9年目であるが、車両の不具合が頻発しているということでの更新ということとよいのか。この2台の更新、購入するとなった理由というのは、それぞれ違うということとよいのか、改めて確認をしたいと思います。

それと、質問ですけれども、この加西南出張所の車両は、先ほども説明がありましたが、近年、エンジンや電装機器の不具合が頻発しているということとあります。いざというときに出勤できないのでは困るわけですが、これ、頻発しているとは、どういう程度のことを頻発していると言うのか。頻発して出勤できないというのは、これはあつてはならないことであると思うんですが、車両の状況ですね、どういった不具合があったのか、詳細をお聞きをいたします。

この近年とは、いつからなのか。また、このエンジンの不具合、電装機器の不具合とはどういうことなのか、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（寺北建樹君） 警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 失礼します。丸岡議員の御質疑に回答させていただきます。

まず初めに、加西南の救急車の不具合について、説明させていただきます。

不具合が起り始めたのは、平成28年12月からでございます。平成28年12月にブレーキの異音がありまして、翌年、平成29年の1月にエンジンの異音、1月に同じくエンジンの異音が2回発生しております。平成29年の7月にエアコンの作動不良というのがありまして、翌年も7月にエアコンの作動不良が起こっております。平成30年の11月にブレーキの異音、令和元年に入りまして、2月にブレーキの異音、令和元年7月に、同じくまたエアコンの作動不良、令和2年、今年の4月にエンジンのオイル漏れという具合の不具合が起こっております。

特に、ブレーキ、エンジンの異音に関しましては、整備のほうで直っているんですが、平成29年の7月から発生しましたエアコンの作動不良ですね、これにつきましては、平成29年に修理はしているんですけれども、翌年、平成30年にも、やはり同じくエアコ

ンの作動不良が生じております。

とりあえず、修理のほうは行って直っていたんですが、また令和元年にもエアコンの作動不良ということで、3年連続起こりましたので、このときに車両配置計画では、南91に関しましては、令和3年度の更新でしたが、それを加西署にあります救急車と、とりあえず交換、更新を変えるということでさせていただきまして、今回、令和2年度は、西脇消防署が10年、更新基準を超えるということで更新させていただくのと、本来であれば、加西消防署にあります救急車を、10年超えますので、それを更新しようと思っていたんですが、やはり南にあります救急車のほうを先に更新して、この不具合を解消しないといけないということで、まだ9年目、もう1年使う予定でありましたが、それを入れ替えて更新させていただいたということになります。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 先ほど、具体的に不具合の説明があったわけですが、この資料によりますと、この西脇消防署の型式を見ますと、これはトヨタのハイメディック、それと加西南出張所の、この型式を見ると、日産のパラメディックという車種でよろしいのでしょうか。

このトヨタと日産の車両を比べると、若干、日産のほうの方がノーズのほうが長くて、排気量も大きくて、重量も大きいということなんです、サイズ的には、これ、ほぼ一緒なんです、今回、説明された不具合というものは、そもそもこのメーカーの車種にそういう原因があるのかどうか。

それで、トヨタのほうのハイメディックのほうは、そういった頻繁に不具合というのがないのか。この日産のパラメディック、型式のCBF-FPWGE50改ですね、これ、以前、リコールの対象になっていたと思います。そういった対象になっていた車だから、こういった不具合というものが起こっているのかどうか、その辺の影響があるのかどうか。

なぜ、こういった不具合が頻発するのか、これはよく分からないんですけども、これ、2年前でしたかね、日産がパラメディックを20年ぶりに、この車両を刷新、モデルチェンジをしておいて、性能がアップしたそうなんです、日本で高規格救急車を販売しているのは、事実上、このトヨタと日産だけになっております。現場で救急活動において、組合としては、この2者の強み・弱み、車両の特性のメリット・デメリットの差をどう分析されているのかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

ちなみに、今回の開札結果を見ていますと、昨年に引き続きトヨタだけの1者の入札で決まっておるわけなんです、その辺も何か理由があるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（寺北建樹君） 警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 丸岡議員の御質疑にお答えさせていただきます。

日産のパラメディックなんですけど、昔であれば、北はりま消防組合になる前であれば、パラメディックも、結構、旧本部のほうには配置されていました。全国的に見ましても、トヨタと日産、やはり今現在、トヨタのほうは結構シェアが高くて、兵庫県でもほぼトヨタが入っております。

トヨタに関しましては、やはりシャーシが結構強いといえますか、エンジンも、割と商用車でも結構使われているものなので、結構、不具合が発生しにくいシャーシだと私自身は感じております。

日産のパラメディックなんですけれども、以前からやはりトヨタと日産があったんですが、パラメディックに関しましては、やはり車両重量が重い。横幅も、前の座席に比べたら後ろの荷室の幅が広いので、結構、機関員が運転に苦慮する。重いので、やはり燃費がすごく悪いということで、救急隊員に関しまして、前のパラメディックは結構運転でも不評という形で、やはり車に関しては、トヨタのほうは運転しやすいという感じのことを聞いています。

先ほど丸岡議員が言われましたとおり、日産も平成28年にモデルチェンジしまして、今、結構いいシャーシになっていると私自身は感じております。

今回に関しましても、仕様書のほうは日産でも入れる仕様書にしておりますので、日産のほうからも見積りのほうは頂いているんですが、ただ、入札の日にはちょっと来られなかったということがあります。

そういったことで、答えになるかは分かりませんが、そういったことになります。

それと、トヨタ1者についても、そういうことです。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） また、日々、署員の皆さんが点検されているというのも承知しておるんですけども、ただ、整備士が点検するような車両の専門的な点検というのはなかなか難しいんじゃないかと思うんですが、このエンジンや電装部分のメンテナンスというのはどうやっているのかをお聞きしたいのと、また、約10年前ですかね、加西市においても、防災訓練中に救急車が待機中にエンジンが止まって停止したということがありました。

また、これは日々の点検では気づかない原因で起こったトラブルで、微妙なオイル漏れが電気関係に影響して止まったという原因であったんですけども、結果、1週間ほどの修理になったわけでありまして。

これ、現在、専門的な点検ができるところでお任せできているのかどうか。高額な緊急車両の導入となると、これ、事故等がない限り、やはりこの更新、基準どおりに買い替えをしてもらいたいという、そういった観点からの質問を、再度、お伺いします。

○議長（寺北建樹君） 警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 丸岡議員の御質疑にお答えさせていただきます。

点検、メンテナンスのほうなんですけれども、皆さん、御存じのように、毎日点検といひまして、車両の灯火類ですね、全て点検を行っております。やはり、エンジンをかけましたら、エンジンの異音とか、あと車両を前に出しますので、オイル漏れとかがありましたら、地面がコンクリート舗装ですので、そちらのほうにオイルがにじんでいたりとか、何か液が漏っていることということも見逃さないようにしています。

毎週点検といひまして、エンジンオイルとか、あと液管理ですね、そういったことも必ず見るようにはしています。

それと、救急車は業務用の車両になりますので、やはり法定点検ということで、一般の修理工場には出さずに、緊急車両については、ディーラーのほうですね、やはりディーラーに出さないと、一般の修理業者のほうに出せば、ある程度の安いコストということで、確実な次の車検までもつような点検というのは、やはりしていただけないということで、ディーラーのほうに出しているということでさせていただきます。

以上です。

○議長（寺北建樹君） ほかにございませんか。

そしたら、ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、第10号議案 高規格救急自動車購入の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 同意第2号

北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第7、同意第2号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番、丸岡弘満議員の退席を求めます。

提出者の説明を求めます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 同意第2号 北はりま消防組合監査委員の選任について、御説明申し上げます。

北はりま消防組合議会議員のうちから監査委員としてその任に当たっていただいております。

ました笹倉政芳議員から、この職を辞したい旨の届出がございまして、それを受理いたしました。

つきましては、北はりま消防組合議会議員のうちから監査委員として、新たに、住所、加西市青野町113番地、丸岡弘満議員を適任者として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

人事の案件でございますので、何とぞ満場の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（寺北建樹君） 提出者の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺北建樹君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これより、同意第2号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件を採決いたします。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 着席ください。起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

本件の採決が終わりましたので、6番、丸岡弘満議員の入場を許可いたします。

日程第8 同意第3号

北はりま消防組合公平委員会委員の選任の件

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第8、同意第3号 北はりま消防組合公平委員会委員の選任の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 同意第3号 北はりま消防組合公平委員会委員の選任の件につきまして、御説明申し上げます。

当組合の公平委員会は、地方公務員法第9条の2第1項の規定により、3名の委員に御就任をいただいております。

このたび、岸本信子氏の任期が来る7月31日をもって任期満了となります。

岸本氏は、北はりま消防組合公平委員会委員長として、平成30年8月1日に御就任されて以来、2年間にわたり常に公平・中立の立場を貫かれ、公平制度の円滑な運営に御貢献を賜りました。

このたび、御退任に当たり、組合を代表いたしまして、深く感謝の意を表する次第でございます。

さて、岸本氏の後任といたしまして、角田幸子氏を公平委員会委員として選任いたした

く、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

角田氏は、人格高潔で、信望が厚く、豊かな経験と卓越した識見をお持ちで、公平委員会委員として誠にふさわしい方であると確信をいたしております。

なお、任期は令和2年8月1日から4年間となります。

角田氏の略歴につきましては、別紙に添付しておりますので、お目通しを賜りたく存じます。

人事の案件でございますので、何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（寺北建樹君） 提出者の説明が終わりました。

人事案件ですので、この件についても質疑、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺北建樹君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

それでは、同意第3号 北はりま消防組合公平委員会委員の選任の件を採決いたします。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 着席ください。起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

以上で、今期臨時会に付議された案件は議了いたしました。

これをもって、第35回北はりま消防組合議会臨時会を閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺北建樹君） 異議なしと認め、第35回北はりま消防組合議会臨時会を閉会いたします。

午後4時05分 閉会

挨拶

○議長（寺北建樹君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期臨時会に付議されました案件につきまして、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げます。

管理者以下執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

また、議員各位におかれましても、消防行政の積極的推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束は、まだまだ見通すことができません。今後しばらくの間、感染症との共存が必要となります。くれぐれも御自愛くださいますようお願い申し

上げまして、閉会の挨拶といたします。

次に、片山管理者から御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第35回北はりま消防組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日提案させていただきました案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおりに御決定を賜りました。心から御礼を申し上げます。

北はりま消防組合も、発足以来、10年目の節目となる年を迎えました。この間、地域住民の皆様にも御理解をいただきながら消防体制の充実強化に努めてまいりましたが、これからもより一層の向上を図り、地域住民の方々に安全・安心を提供してまいりたいと思います。

最後になりますが、議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍いただきますことを祈念申し上げ、今後とも北はりま消防組合の運営に一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺北建樹君） 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもちまして、散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 寺 北 建 樹

北はりま消防組合議会副議長 吉 田 政 義

会 議 録 署 名 議 員 原 田 久 夫

会 議 録 署 名 議 員 山 本 通 廣

[参考]

令和2年8月27日

次の発言について、北はりま消防組合議会議長に訂正を申し出た。

1 第7号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

第7号議案の説明において、「第3款消防費に663万1,000円を追加し、763万1,000円にいたします。」を「第3款消防費に663万1,000円を追加し、24億7,611万3,000円にいたします。」に訂正すること。

2 第8号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

第8号議案の説明において、「北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」を「北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に訂正すること。

以上